

令和5年度答申第68号  
令和6年2月9日

諮問番号 令和5年度諮問第71号（令和6年1月22日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は軍人としての在職期間内に戦争により負傷したことが原因で死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは軍人としての公務上の傷病又は職務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

エ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とすると規定している。

オ 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

## (2) 遺族援護法による遺族一時金及び遺族年金の支給

ア 遺族援護法39条の2（昭和52年法律第45号による削除前のもの。以下同じ。）第1項は、同項各号に掲げる遺族には、遺族一時金を支給すると規定し、同項1号には、「昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後6年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、12年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかった者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。」が掲げられていた。そして、遺

族援護法39条の2第2項は、前項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に関し、遺族援護法による遺族年金、恩給法（大正12年法律第48号）75条1項2号又は3号に掲げる額の扶助料その他これらに相当する給付を受けるべき遺族の範囲に該当する者がある場合には、遺族一時金を支給しないと規定していた。

これを受けて、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和27年厚生省令第16号。以下「遺族援護法施行規則」という。）38条の2（昭和52年厚生省令第25号による削除前のもの）第1項は、遺族援護法39条の2第1項1号の規定により指定する疾病は、結核性疾病及び精神病並びに昭和12年7月7日以後における在職期間内に発した公務上の結核性疾病又は精神病に関連する疾病とすると規定していた。

なお、昭和52年法律第45号は、同年10月31日までに支給事由が生じた遺族援護法39条の2第1項の規定による遺族一時金の支給については、なお従前の例によると規定していた（附則4条）。

イ 遺族援護法23条1項は、同項各号に掲げる遺族には、遺族年金を支給すると規定し、同項9号（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下同じ。）には、「昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後6年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、12年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。）」が掲げられている。

これを受けて、遺族援護法施行規則24条の2第1項は、遺族援護法23条1項9号の規定により指定する疾病は、結核性疾病及び精神病並びに昭和12年7月7日以後における在職期間内に発した公務上の結核性疾病、精神病又は原子爆弾の傷害作用に起因する疾病に関連する疾病とすると規定している。

ウ 遺族援護法23条1項9号の規定は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時金を廃止して年金化するために、昭和52年法律第45号により追加されたものであり、上記イの遺族年金の支給に係る死亡した者の身分及び死因の要件は、上記アの遺族一時金の支給に

係るそれらの要件と同じであるとされている（昭和52年6月24日付け援発第611号厚生省援護局長通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律等の施行について」の記第1の1の(4)のア、第3の1の(4)のア及びエ参照）。

(3) 恩給法による一時扶助料の支給

恩給法等の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「昭和28年恩給法等改正法」という。）附則10条の2第2項は、在職中公務に起因する傷病によらないで死亡した実在職年3年以上7年未満の旧軍人の遺族で、当該旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかったものに対しては、一時扶助料を給するものとする規定し、同条3項は、退職後昭和50年8月1日前に公務に起因する傷病によらないで死亡した実在職年3年以上7年未満の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用すると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Aは、昭和16年2月20日、現役兵として歩兵第a連隊に入隊した後、歩兵第b連隊、歩兵第c連隊補充隊等に転属となり、昭和21年2月23日、除隊（召集解除、復員）となった。

（陸軍戦時名簿、本籍地名簿、履歴書）

- (2) 審査請求人は、昭和21年d月e日、父Aと母のC（以下「母C」という。）の間の長男として出生した。

（戸籍個人事項証明書（審査請求人）、除籍謄本（筆頭者：父A）、改製原戸籍謄本（筆頭者：父A）、改製原戸籍謄本（戸主：D））

- (3) 父Aは昭和30年1月10日にE地で、母Cは平成22年7月14日にF地で死亡した。

（除籍謄本（筆頭者：父A）、戸籍全部事項証明書（父A））

- (4) 審査請求人は、令和2年11月12日、住所地のG市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (5) 処分庁は、令和4年6月2日付けで、審査請求人に対し、「特別弔慰金の対象となるのは、死亡の要因が公務死又は職務関連死の場合です。A様

は公務死または職務関連死ではないため、請求者のX様は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

G市長は、令和4年6月8日、処分庁から本件却下処分の通知書を受領し、同月13日付けで、審査請求人に対し、同通知書を送付した。

（却下通知書、弁明書、「「第十一回特別弔慰金」に係る却下通知書の送付  
について」と題する書面）

- (6) 審査請求人は、令和4年9月20日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした（なお、本件審査請求の審査請求書には、審査請求人が本件却下処分のあったことを知った日は同年6月16日と記載され、当該審査請求書は、同年9月16日、審査庁宛てに送付された。）。

審査庁は、本件却下処分の通知書は、上記(5)のとおり、G市長から令和4年6月13日付けで審査請求人に送付されたところ、同通知書が同月15日以前に審査請求人に到達したことを確認することができる資料はないとして、本件審査請求は審査請求期間内にされた適法なものであるとした。

（審査請求書、審査請求書の補正書、審査請求書を審査庁宛てに送付した封筒、諮問説明書）

- (7) 審査庁は、令和6年1月22日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、戦傷戦没者である父Aの名誉回復を図るため、本件却下処分の取消しを求める。

#### (1) 審査請求書

母Cは、父Aが死亡したのは戦争による負傷が原因であると思い、遺族援護法に基づき、父Aに係る遺族年金及び遺族一時金の請求をしたところ、昭和63年3月31日に支給裁定がされ、遺族年金等の支給を受けていた。母Cが死亡したので、審査請求人が父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をしたところ、処分庁は、「A様は公務死または職務関連死ではないため、請求者のX様は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由で本件却下処分をした。この却下理由は、母Cが遺族年金等の支給を受けていたことと矛盾する。

#### (2) 審査請求書の補正書に添付の手紙

審査請求人は、父Aから、「頭が痛い、頭が痛い」、「H国で爆弾でやられて頭にかげらが残っているらしいがとれないんだよ」と言われた覚えがあり、母Cからも、「爆弾の破片が頭の中にあり手術も出来ない」と聞かされたことがある。母Cは、父Aは戦傷戦没者ではないかと考えて、上記(1)のとおり、遺族年金等の請求をしたものと思っていた。また、審査請求人は、知人から、遺族年金を受給していた母(妻)の死亡後は、その子が特別弔慰金を受給することができるかと教えられて、本件請求をした。ところが、処分庁は、本件請求から2年も過ぎて突然、父Aは「公務死または職務関連死ではないため」との理由で本件却下処分をした。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人が提出した戸籍によれば、父Aは昭和30年1月10日に死亡していること、審査請求人は父Aの子であること、そして、母Cは平成22年7月14日に死亡していることを確認することができる。

したがって、本件は、特別弔慰金支給法2条3項に規定する場合(基準日(令和2年4月1日)において、死亡した者の配偶者が死亡している場合において、当該死亡した者の子があるとき)に該当する。

- 2 処分庁保管の資料(陸軍戦時名簿、履歴書)によれば、父Aは、昭和16年2月20日に現役兵として歩兵第a連隊に入隊し、昭和21年2月23日に復員したことを確認することができる。

また、処分庁保管の資料(陸軍戦時名簿、現認証明書、事実証明書)によれば、父Aは、H国のI地付近での戦闘において負傷(両大腿軟部貫通銃創兼右肩頭兼右乳房部盲貫銃創)し、J兵站病院に入院し、K陸軍病院に転院した後、昭和19年2月24日に治癒退院したが、昭和20年10月13日に疾病(マラリア兼精神分裂症)のためL陸軍病院に入院したことを確認することができる。

さらに、父Aの死亡届に添付の死亡診断書によれば、父Aの死亡(昭和30年1月10日)の原因(直接死因)は「心臓衰弱」であり、「心臓衰弱」の原因は「結核性脳膜炎」、その発病年月日は「昭和29年12月25日」であることを確認することができる。

これらのことから、父Aは、軍人としての在職中の公務上の傷病である「両大腿軟部貫通銃創兼右肩頭兼右乳房部盲貫銃創」又は「マラリア兼精神分裂症」により死亡したとは認められない。そして、父Aの死亡の原因となった「結核性脳膜炎」の発病年月日は、昭和21年2月の復員から8年が経

過した昭和29年12月25日であるから、父Aの死亡の原因は、軍人としての在職中のものとは認められない。

したがって、父Aは、軍人としての公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡したとは認められない。

- 3 審査請求人が提出した資料によれば、次のことを確認することができる。
- (1) 母Cに対して昭和63年3月31日付けで支給裁定がされた遺族一時金は、遺族援護法39条の2の規定に基づき、父Aが軍人としての在職中の公務上の傷病である「マラリア兼精神分裂症」に併発した傷病である「結核性脳膜炎」による心臓衰弱により死亡したとの理由で支給がされたものである。
  - (2) 母Cに対して昭和63年3月31日付けで支給裁定がされた遺族年金は、遺族援護法23条1項9号の規定に基づく特設年金であるから、父Aが軍人としての在職中の公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡したとして支給がされたものではない。
  - (3) 母Cに対して昭和51年8月2日付けで支給裁定がされた陸軍軍人一時扶助料は、昭和28年恩給法等改正法附則10条の2の規定に基づき、公務に起因する傷病によらないで死亡した実在職年3年以上7年未満の旧軍人の遺族に対して支給がされたものである。

そして、処分庁が提出した援護年金受給台帳によれば、父Aの死因は、「公務併発」とされているから、母Cに対して支給裁定がされた遺族年金は、父Aの軍人としての在職中の公務上の傷病により死亡したとして支給がされたものではないことを確認することができる。

これらのことから、母Cに対して支給裁定がされた遺族援護法による遺族一時金及び遺族年金並びに恩給法による一時扶助料は、父Aが軍人としての在職中の公務上の傷病により死亡したとして支給がされたものではないといえることができる。

- 4 以上によれば、父Aは、軍人として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

## 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和4年9月20日

反論書の提出期限 : 令和5年1月10日

審理員意見書の提出 : 同年7月12日

(反論書の提出期限から約6か月)

本件諮問 : 令和6年1月22日

(審理員意見書の提出から約6か月半、本件審査請求の受付から約1年4か月)

- (2) そうすると、本件では、①反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約6か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約6か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年4か月もの期間を要している。しかし、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。これらの手続が速やかにされていたならば、審査請求の受付から諮問までの期間は、上記よりも大幅に短縮されていたと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、父Aは軍人としての在職期間内に戦争により負傷したことが原因で死亡したと主張する(上記第1の3の(1)及び(2))。
- (2) そこで、父Aが軍人としての在職期間内に公務上の傷病又は勤務に関連する傷病にかかり、これにより死亡したと認められるかについて検討する。まず、父Aの軍人としての履歴をみると、以下のとおりである。
- ア 父Aは、昭和16年2月20日に現役兵として陸軍に入隊し、昭和21年2月23日に除隊となった(上記第1の2の(1))。
- イ 父Aは、昭和17年4月2日、H国のI地付近において敵と交戦中、敵の小銃弾により負傷(「両大腿軟部貫通銃創兼右肩頭兼右乳頭部盲貫銃創」)し、J兵站病院に入院した後、国外及び国内の複数の陸軍病院に転院して治療を受け、昭和19年2月24日に治癒退院となった(陸軍戦時名簿、現認証明書)。



ウ 父Aは、昭和19年4月23日に陸軍に復帰したが、M地で「マラリア兼精神分裂症」を発病し、昭和20年10月13日にL陸軍病院に入院し、同年12月26日に退院した（陸軍戦時名簿、事実証明書2通）。

次に、父Aの死亡の原因をみると、父Aは、昭和30年1月10日に死亡した（上記第1の2の(3)）が、死亡の原因（直接死因）は「心臓衰弱」であり、「心臓衰弱」の原因は「結核性脳膜炎」、その発病年月日は「昭和29年12月25日」とされている（父Aの死亡届に添付の死亡診断書）。

そうすると、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上の傷病（両大腿軟部貫通銃創兼右肩頭兼右乳頭部盲貫銃創、マラリア兼精神分裂症）にかかったことは認められるが、当該公務上の傷病により死亡したとは認められない。

- (3) 審査請求人は、母Cが父Aに係る遺族援護法による遺族年金及び遺族一時金の支給を受けていたとして、父Aは「公務死または職務関連死ではない」とする本件却下処分理由は、母Cが遺族年金等の支給を受けていたことと矛盾すると主張する（上記第1の3の(1)）。

審査請求人が本件審査請求において提出した資料によれば、母Cは、①昭和63年3月31日付けで父Aに係る遺族援護法による遺族年金の支給裁定（裁定通知書、遺族年金証書）を、②同日付けで父Aに係る遺族援護法による遺族一時金の支給裁定（裁定通知書）を受けているほか、③昭和51年8月2日付けで父Aに係る恩給法による陸軍軍人一時扶助料の支給裁定（裁定通知書）を受けていることが認められる。

上記①の遺族年金は、その支給の根拠となる「法適用区分」が「52年公務併発特設年金」とされている（援護年金受給台帳）。昭和52年法律第45号により追加された特設年金は、遺族援護法23条1項9号又は10号（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する遺族年金であるところ、父Aは、陸軍を除隊となった約9年後に死亡しており（上記(2)）、同項10号に規定する「在職期間経過後1年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、3年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者」には該当しないから、上記①の遺族年金は、遺族援護法23条1項9号の規定に基づき支給裁定がされたものと考えられる。

そこで、遺族援護法23条1項9号に規定する遺族年金（特設年金）に

ついて検討すると、同号は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時金を廃止して年金化したものであり、遺族年金の支給に係る死亡した者の身分及び死因の要件は、遺族一時金の支給に係るそれらの要件と同じであるとされている（上記第1の1の(2)のウ）。そして、遺族一時金について規定していた遺族援護法39条の2第1項1号は、軍人軍属又は軍人軍属であった者（以下「軍人軍属等」という。）の死亡が公務上の傷病によるものであると推測されるにもかかわらず、その立証ができないために遺族年金の支給を受けられない当該軍人軍属等の遺族に対し、遺族一時金を支給することとしたものであった（昭和39年7月9日付け発援第36号厚生事務次官依命通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の施行について」の記1の(2)参照）。すなわち、遺族一時金は、軍人軍属等が、退職後に交通事故により死亡した場合などの公務上の傷病による影響が全く考えられない事由によって死亡した場合を除き、公務上の傷病に併発した疾病により死亡した全ての場合に支給されるものであった（昭和39年8月3日付け援発第780号厚生省援護局長通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正について」の記2の(1)のア、昭和40年4月7日付け援護第202号厚生省援護局援護課長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法の運用について（その11）」の別添「戦傷病者戦没者遺族等援護法問答（その11）」の（問1）に対する（答）参照）。したがって、遺族援護法23条1項9号に規定する遺族年金（特設年金）は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時金と同様、軍人軍属等が公務上の傷病に併発した疾病により死亡した場合に支給裁定がされるものである。

そうすると、母Cが支給を受けていた父Aに係る遺族年金及び遺族一時金は、父Aが公務上の傷病により死亡したとして支給裁定がされたものではなく、上記(2)のとおり、父Aが軍人としての在職期間内に公務上の傷病である「マラリア兼精神分裂症」にかかり、陸軍を除隊となった約9年後に「結核性脳膜炎」を発病し、それを原因とする心臓衰弱により死亡したことから、父Aが公務上の傷病に併発した疾病により死亡したとして支給裁定がされたものと認められる。したがって、母Cが支給を受けていた父Aに係る一時扶助料も、父Aが陸軍を「退職後昭和50年8月1日前に公務によらないで死亡した」（昭和28年恩給法等改正法附則10条の2第3項）として支給裁定がされたものと認められる。

以上によれば、母Cが支給を受けていた父Aに係る遺族年金、遺族一時金及び一時扶助料は、いずれも父Aが軍人としての在職期間内に公務上の傷病により死亡したとして支給裁定がされたものではないから、母Cが父Aに係る遺族年金、遺族一時金及び一時扶助料の支給を受けていたことは、父Aが軍人としての在職期間内に公務上の傷病により死亡したとは認められないとの上記(2)の認定と矛盾するものではなく、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する遺族に該当せず、特別弔慰金支給法2条1項に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美